

同時発表：水産庁

令和3年3月26日
港湾局 海洋・環境課
水管理・国土保全局水政課

プレジャーボートの放置艇対策の今後の対応について ～効果的な対策の組み合わせによる実効性の向上～

国土交通省と水産庁は、令和元年12月に「プレジャーボートの放置艇対策に関する検討会」を設置し、放置艇解消に向けた対策の実効性を高めるための方策について検討を重ね、今般、「プレジャーボートの放置艇対策の今後の対応について」としてとりまとめました。

今回のとりまとめでは、地域の実情等を踏まえ、保管場所の確保、規制措置など、効果的な対策を適宜組み合わせ、実効性の高い放置艇対策に取り組んでいくこととしています。

(1) 経緯

国土交通省と水産庁は、平成25年に港湾・河川・漁港の三水域の水域管理者やプレジャーボートの利用者等が連携して取り組むべき施策をとりまとめた「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を策定して、三水域の放置艇対策に取り組んできました。

この結果、平成30年度のプレジャーボート実態調査結果において、放置艇は、前回(平成26年度)の実態調査と比べ約1.7万隻(約20%)減少しており、一定の効果が認められています。しかしながら、依然として三水域全体で約7万隻の放置艇が存在しており、対策の更なる推進が必要となっています。

(2) 放置艇対策の今後の対応

今回のとりまとめでは、対策の実効性を高めるため、地域の実情等を踏まえ、以下のような対策を組み合わせ実施することとしました。

<対策例>

- ① 保管施設が不足している場合
管理上支障のない既存の施設や水域を活用して、保管場所を確保
- ② 沈廃船等の撤去・処分が必要な場合
放置等を禁止する区域を積極的に指定し、行政代執行等の措置を計画的に実施

今後、水域管理者等と連携を図りながら、放置艇対策の更なる推進に取り組めます。
なお、本とりまとめ資料は、以下の国土交通省ホームページで公開しています。

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000011.html

○お問い合わせ先

- ・国土交通省港湾局 海洋・環境課 白井、小野
TEL:03-5253-8111(内線 46672、46674) 直通:03-5253-8685 FAX:03-5253-1653
- ・国土交通省水管理・国土保全局 水政課 戸田、水谷
TEL:03-5253-8111(内線 35212、35226) 直通:03-5253-8440 FAX:03-5253-1601

プレジャーボートの放置艇対策の今後の対応について

平成30年度プレジャーボート全国実態調査

平成26年度の調査結果と比べて、放置艇が1.7万隻減少した。しかし、依然として三水域全体で7.0万隻の放置艇が存在しており、放置艇対策の更なる推進が必要となっている。

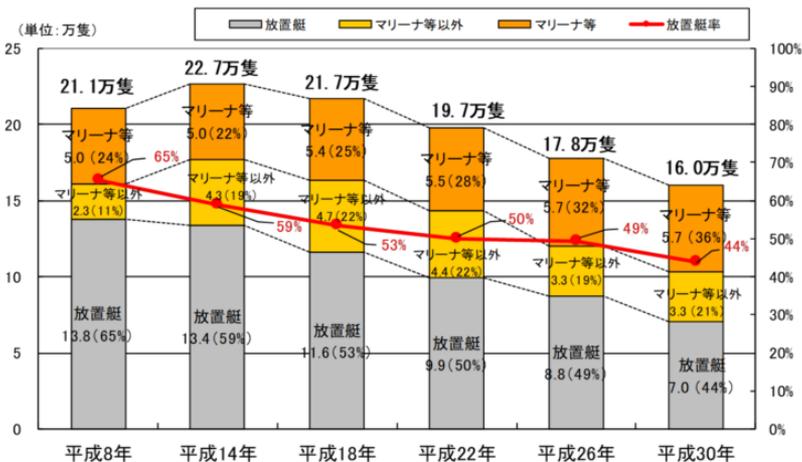


図 係留保管状況の推移

放置艇対策の課題等

- 課題1: 保管能力の向上
- ・施設整備の予算確保
 - ・施設整備に適した水域の不足
 - ・利用者ニーズとの不一致
- 課題2: 沈廃船等の撤去・処分及び適正処理
- ・撤去に係る予算の確保
 - ・水域管理者による廃棄物としての撤去促進

今後の対応

地域の実情等を踏まえ、下記の対応を適宜、組み合わせて実施

- 課題1への効果的な対応
管理上支障のない既存の施設や水域を活用し、係留場所を確保
- 課題2への効果的な対応
プレジャーボートの放置等禁止区域を積極的に指定し、行政代執行等の措置を計画的に実施
- 併せて、所有者情報等の名簿作成や海上保安部による取締りを強化

有効な放置艇対策

情報の集約と共有

所有者情報等の名簿作成

効果的な規制措置
放置等禁止区域の指定

係留空間の確保

既存水域等の有効活用

強制的な措置

代執行による撤去処分

□水域利用の実態と管理の必要性・実施体制、所有者の責務との関係

